

東日本大震災で被災した組合員の社宅利用について

社宅使用料の無料期間 1年延長を確認！！

この間、東日本大震災により家屋の倒壊、原発事故による避難勧告等により被災した組合員が社宅を利用する場合、社宅等の使用料を無料にする取扱いを行ってきました。

その期限が2013年3月31日をもって終了することから、会社へ説明を求め、改めて2014年3月31日まで無料期間を延長する事を確認しました。

なお、下記の条件に該当する場合に社宅使用料が無料になります。

- ・住居及び家財の全部が焼失又は滅失した場合
- ・住居及び家財の一部が焼失又は滅失した場合
- ・床上浸水した場合
- ・災害避難勧告等により住居に居住できない場合

※不明な点は、分会役員から地本に問い合わせてください。